

懲戒処分の公表について

平成30年11月30日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

この度、下記のとおり処分を行いましたので公表いたします。

記

【事案の概要】

約4年間にわたり、公共交通機関での通勤手当を受給していたにもかかわらず、自動車等で通勤し、約500千円の不適正な手当受給を行った。また、本研究所では、毎年諸届出の確認を行ってはいたが、同人は、その間虚偽の報告を行った。なお、不正受給した通勤手当の全額は研究所へ返還させる予定である。

○被処分者

40歳代男性、事務系係長

○処分内容

戒告

○処分決定年月日

平成30年11月30日

【理事長のコメント】

本研究所職員として、このような行為は許されるものではなく、厳正な処分を行いました。本研究所として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

【本件照会先】

総務部総務企画課 Tel 046-839-6805